

精神科デイ・ケア等の見直し

- 精神科デイ・ケア等について要件を見直し、患者の状態像に応じた疾患ごとの診療計画を作成して行った場合の評価を行う。

精神科ショート・ケア(1日につき)	
1 小規模なもの	275点
2 大規模なもの	330点

精神科デイ・ケア(1日につき)	
1 小規模なもの	590点
2 大規模なもの	700点

(改)〔算定要件〕

それぞれの「2の大規模なもの」については、疾患ごとの診療計画を作成して行った場合に算定する。

【現行】

精神科デイ・ナイト・ケア(1日につき)	1,040点
---------------------	--------

【改定後】

精神科デイ・ナイト・ケア(1日につき)	
(改)	1,000点
(新) 疾患別等診療計画加算	40点

〔算定要件〕

疾患別等診療計画加算については、疾患ごとの診療計画を作成して行った場合に算定する。

- 地域移行を推進するため、入院中の患者が精神科デイ・ケア等を利用した場合の評価を新設する。

(新) 入院中の患者が精神科ショート・ケアまたはデイ・ケアを利用した場合、所定点数の100分の50に相当する点数を加算。

認知療法・認知行動療法の見直し

- 精神科救急医療体制の確保に協力等を行っている精神保健指定医が実施した場合の評価を新設する。

【現行】

認知療法・認知行動療法(1日につき)
420点

[算定要件]

- (1) 精神科を標榜する保険医療機関以外の保健医療機関においても算定できる。
- (2) 認知療法・認知行動療法に習熟した医師が行った場合に算定する。

【改定後】

認知療法・認知行動療法(1日につき)
(新) 認知療法・認知行動療法1 500点
認知療法・認知行動療法2 420点

[算定要件]

認知療法・認知行動療法1

- (1) 精神科を標榜する保険医療機関であること。
- (2) 精神科救急医療体制の確保に協力等を行っている精神保健指定医が行った場合に算定する。

認知療法・認知行動療法2

- (1) 精神科を標榜する保険医療機関以外の保健医療機関においても算定できる。
- (2) 認知療法・認知行動療法に習熟した医師が行った場合に算定する。